

海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2017年10月）傍聴

日 時： 2017年10月24日（火）、25日（水）

場 所： ロンドン IASB 本部

出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 三輪 英文

IASB 会議（2017年10月）傍聴報告

日時：2017年10月24日（火）、25日（水）

スケジュール：付録1を参照

場所：ロンドン IASB 本部

審議会は、2017年10月24日と25日に英国ロンドンのIFRS財団の事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- のれんと減損
- IFRS 適用上の論点
- 料金規制対象活動
- IFRS タクソノミ・アップデート
- 事業の定義
- 共通支配下の企業結合
- 概念フレームワーク

【10月24日（火）】

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2017年10月24日に会合し、下記について議論した。

- a. IAS 第36号「資産の減損」における減損テストの有効性を改善する方法があるかどうか
- b. 財務諸表利用者に提供される情報を減らさずに減損テストを簡素化する方法があるかどうか
- c. のれんと減損に関して利用者に提供される情報の質を改善するような追加的な開示を要求すべきかどうか

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は次のことを行う。

- a. のれんの事後の会計処理に対する考え得るアプローチについて議論する。
- b. 本プロジェクトのアウトプットをディスカッション・ペーパーとすべきか公開草案とすべきかを決定する。

IFRS 適用上の論点 (アジェンダ・ペーパー12)

審議会は IFRS 解釈指針委員会の 2017 年 9 月の会議に関するアップデートを受けた。この会議の詳細は、IFRIC® Update で公表された。

会計方針の変更 (IAS 第 8 号の修正) — デュー・プロセスのステップ (アジェンダ・ペーパー12A)

審議会は、「会計方針の変更」(IAS 第 8 号の修正)に関するデュー・プロセスについて議論した。

審議会は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正案のコメント期間を少なくとも 120 日とすべきであると暫定的に決定した。12 名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2 名は欠席した。

13 名の審議会メンバーが、適用されるデュー・プロセスの要求事項に審議会が準拠していること及び IAS 第 8 号の修正案について書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したことについて納得した旨を確認した。1 名の審議会メンバーは欠席した。

12 名の審議会メンバーが、IAS 第 8 号の修正案に反対するつもりがないと表明した。2 名は欠席した。

今後のステップ

審議会は 2018 年の第 1 四半期に公開草案を公表する予定である。

料金規制対象活動 (アジェンダ・ペーパー9)

審議会は 2017 年 10 月 24 日に会合し、2017 年 9 月 25 日から 26 日に開催された世界基準設定主体会議からのフィードバックを受け取った。この会議の間に、参加者はケーススタディについて議論した。これは、料金調整の具体例が資産又は負債の要件を満たす可能性のある権利又は義務を創出するのかどうかを、審議会が今後公表予定の改訂「財務報告に関する

概念フレームワーク」において公表する予定のそれらの用語（資産又は負債）の定義を適用して、検討したものである。

審議会は料金規制に関する協議グループ（CGRR）が2017年10月26日に会合すると聞かされた。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、モデルの範囲並びに規制資産及び規制負債の認識及び測定について次回に議論する際に、CGRRからのフィードバックを考慮する。

IFRS タクソノミ・アップデート（アジェンダ・ペーパー25）

審議会は2017年10月24日に会合し、IFRS第17号「保険契約」に関するIFRSタクソノミ・アップデートを開発するために行われるデュー・プロセス（IFRSタクソノミ・アップデート案に対するフィードバックのレビューを含む）について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、IFRSタクソノミ・アップデートを2017年12月に公表する予定である。

事業の定義（アジェンダ・ペーパー13）

FASBによる修正と審議会による暫定決定との比較（アジェンダ・ペーパー13A）

審議会は2017年10月24日に、事業の定義に関するIFRS第3号「企業結合」の修正を最終確定するために会合した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 選別テストについての記述を次のように明確化する。
 - i. 企業は、選別テストを実施することが認められるが、要求はされない。
 - ii. 選別テストで資産の取得と識別された場合には、それ以上の評価は必要とされない（ただし、企業がそうした追加の評価を行うことは禁止されない）。

- iii. 選別テストで資産の取得と識別されなかった場合には、企業は追加的な評価を実施しなければならない（企業が選別テストを適用しないことを選択した場合には、同じ評価を実施しなければならない）。
- b. 設例J「石油・ガス事業の取得」の提案を削除する。
- c. 選別テストで考慮される総資産には現金及び現金同等物を含めない旨を定めるとともに、当該総資産からは下記も除外するという当審議会の4月の暫定決定を確認する。
 - i. 繰延税金負債の影響から生じたのれん
 - ii. 繰延税金資産
- d. 2017年4月と6月に行った他のすべての暫定決定を確認する。

14名の審議会メンバー全員が、これらの決定に賛成した。

デュー・プロセスのステップ (アジェンダ・ペーパー13C)

審議会は、事業の定義に関するIFRS第3号の修正を開発するにあたって行ったデュー・プロセスのステップを検討した。審議会は、狭い範囲の修正を公表するために要求されるデュー・プロセスのステップは完了していると結論を下した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS第3号の修正を再公開しない。
- b. IFRS第3号の修正は、取得日が2020年1月1日以後開始する最初の事業年度の期首以後である企業結合に適用し、早期適用を認める。

【10月25日(水)】

共通支配下の企業結合 (アジェンダ・ペーパー23)

審議会は2017年10月25日に会合し、共通支配下の企業結合(BCUCC)のリサーチ・プロジェクトの範囲について議論した。

審議会は、BCUCCプロジェクトの範囲には、共通支配下の取引のうち報告企業が1つ又は複数の事業に対する支配を獲得するものが含まれる(IFRS第3号「企業結合」を当該取引に適用したとした場合に、IFRS第3号が報告企業を取得企業として識別することになるのかどうかは問わない)旨を明確化することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、このプロジェクトに関する審議を12月に継続する予定である。

概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は2017年10月25日に会合し、改訂「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）のプレバロット・ドラフトに対するコメントについて議論した。

残りの論点 — 負債の定義を補強する諸概念（アジェンダ・ペーパー10A）

審議会は、負債の定義を補強する諸概念に関して指摘された懸念を検討した。審議会は、それらの懸念が審議会の以前の決定を再検討せずに文言を改善することによって対処できると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

文言の改善には、下記のことが含まれる。

- a. 「概念フレームワーク」の「負債の定義」のセクションのイントロダクションにおいて、負債の定義を満たすためにはイントロダクションに列挙した3つの要件が充足されなければならない旨の明確化
- b. 企業は、経済的便益をまだ受け取っていないか、又は経済的資源を移転することを企業に要求することになるか又は要求する可能性のある行動を企業がまだ行っていない場合には、たとえ当該便益を受け取ることや将来において当該行動を取ることを回避する実質上の能力をすでに有しているわけではなくても、経済的資源を移転する現在の義務をまだ有していない旨の明確化
- c. 企業は、それらの便益を受け取る前又は当該行動を取る前に未履行契約を有している場合がある旨の明確化
- d. 現在の義務を生じさせる可能性のある行動から、「又は単に存在していること」という語句を削除

残りの論点 — 第1章についてのフローチャート（アジェンダ・ペーパー10B）

審議会は、一般目的財務報告の目的と当該目的を満たすために必要とされる情報との間の結び付きを例示するフローチャートを第1章に含めるべきかどうか検討した。審議会は、そのようなフローチャートを第1章に含めることは不要であると暫定的に決定した。

11名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、3名が反対した。

以 上

付録1 スケジュール

10月24日（火）

時間	アジェンダ項目
10:15-12:10 13:00-13:35	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）（予定120分→150分）
12:10-13:00	昼食
13:35-13:50	IFRS適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）（予定15分→15分）
13:50-14:00	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）（予定15分→10分）
14:00-14:25	IFRSタクソノミ・アップデート（アジェンダ・ペーパー25）（予定15分→25分）
14:25-14:30	休憩
14:30-15:20	事業の定義（アジェンダ・ペーパー13）（予定75分→50分）

10月25日（水）

時間	アジェンダ項目
9:00-9:35	共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）（予定45分→35分）
9:35-10:05	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）（予定60分→30分）

以 上

プロジェクト ASAF 対応

項目 共通支配下の企業結合 (BCUCC) : プロジェクトの範囲

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会 (IASB) の共通支配下の企業結合 (Business Combinations under Common Control; BCUCC) に関するリサーチ・プロジェクト (以下「本プロジェクト」という。) について、2017 年 12 月に開催される会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議で議論される項目のうち、本プロジェクトの範囲に関する論点の内容をご紹介するとともに、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案について、ご意見をいただくことを目的としている。

背景

2. 企業は、企業結合について IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」という。) に定められた取得法 (acquisition method) を適用して会計処理を行う。当該手法においては、取得企業は被取得企業の純資産を公正価値で測定する。
3. ただし、共通支配下の企業又は事業の結合については IFRS 第 3 号の適用範囲から除外されている¹。他の IFRS 基準にも明確な定めがないことから、企業は、共通支配下の企業又は事業の結合については IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用し、有用な情報を提供する会計方針を策定することとなる。
4. 実務上、企業は共通支配下の企業又は事業の結合を次の方法で会計処理しているようであり、様々な利害関係者 (特に、証券規制当局) から、実務上のばらつきに関する懸念が聞かれている。
 - (1) IFRS 第 3 号に定められた取得法の類推適用。
 - (2) 各国の GAAP を参考にしたいわゆる簿価引継法 (predecessor method)。当該手法においては、取得企業は被取得企業の純資産を簿価で測定する。しかし、当該手法の適用方法には、各国のローカル会計基準及びガイダンス、会計事務所が公表するガイダンスにおいて様々なアプローチが認められており、実務上、ばらつきがみられる。

¹ IFRS 第 3 号第 2 項(c)参照。

審議事項(1)-2

5. 共通支配下の企業結合は株式公開を予定して行われる場合もあり、資本市場にとって重大である場合がある。本プロジェクトは、こうした取引について、どの会計処理方法が最も有用な情報を提供するのかを識別することを目指している。

論点の所在

6. IFRS 第3号は、共通支配下の企業結合を、次のように定義している。

IFRS 第3号 B1 項（下線は事務局による追加）

共通支配下の企業又は事業が関わる企業結合とは、すべての結合当事企業又は事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない 企業結合をいう。

7. IFRS 第3号 B1 項の記述の主要な要素は次の3つである。

- (1) 対象となる取引は、「企業結合」であること。IFRS 第3号は、企業結合について、「取得企業が1つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象」と定義している。
- (2) すべての結合当事企業又は事業が「共通支配下」にあること。すなわち、最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配されることである。IFRS 第3号 B3 項は、すべての結合当事企業が（最終支配当事者が作成する）同じ連結財務諸表の一部として含まれている必要はないとしている。結合当事企業は、財務諸表を作成しない当事者によって支配されることもある。
- (3) 共通支配が「一時的でない (not transitory)」こと。ただし、IFRS 第3号では、一時的な支配について詳述されていない²。

8. IASB スタッフは、現行の IFRS 第3号における BCUCC の定義を厳密に適用した場合に、共通支配下の取引であっても企業結合に該当しない取引（例えば、取得企業が識別されない共通支配下の取引）も、BCUCC の定義を満たす取引と同様に、本プロジェクトに含まれる可能性があるとしている。IASB スタッフはまた、BCUCC の定義

² 2004年3月に公表された IFRS 第3号の BC28 項では、独立企業体として（アームズ・レングスで）行動する当事者間の企業結合を、結合当事企業又は事業を結合直前の短い期間に限定して共通支配下に置くという「調整 (grooming)」取引を用いて（本来パーチェス法で会計処理すべき結合を別の方法で会計処理するように）仕組むことを回避するために、共通支配が一時的でないことを要求することとしたとされている。

審議事項(1)-2

を満たすか否かにあたり、適用上の論点（例えば、支配が一時的であるか否かの判定）が識別されていることにも言及している。

9. IASB スタッフは、アジェンダ・ペーパーにおいて、2014年6月のIASB ボード会議において本プロジェクトで検討する範囲として暫定的に決定された、次の①から③について検討している。このうち、②は2017年10月のIASB ボード会議で議論されており、①及び③は2017年12月のIASB ボード会議で議論される予定である。

① 現在、IFRS 第3号の範囲から除外されている BCUCC の会計処理

② 共通支配下の取引であるが、企業結合の定義を満たさないグループ再編（group restructuring）の会計処理

企業結合の定義（取得企業が1つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象）を満たさない共通支配下の取引は、IFRS 第3号B1項の定義を満たさないため、BCUCC に該当しない。

IASB スタッフは、共通支配下の企業結合の会計処理に関する検討が、その他の共通支配下の取引（例えば、財又はサービスの販売や従業員の交換など）や関連当事者取引の会計処理に影響を与える可能性があることを認識しているが、共通支配下の取引すべてをリサーチ・プロジェクトの範囲に含めるには相応のリソースが必要となる。そのため、本プロジェクトの範囲については、企業結合以外の共通支配下の取引すべてを含めるのではなく、最優先事項である「グループ再編」に焦点を絞ることとした。なお、現行のIFRS 基準には「グループ再編」の定義はない。

また、IASB は、本プロジェクトの範囲の決定にあたっては、非支配持分がある取引や IPO 準備のために行われるような取引など第三者の関与する取引の検討を優先することを暫定的に決定している。ただし、これは、本プロジェクトの範囲をこのような取引にのみ制限するものではないとしている。

③ 「共通支配（common control）」の意味を含む、BCUCC の記述の明確化の必要性

現行のIFRS 第3号B1項（本資料の第6項参照）における「共通支配」の定義では、「（企業結合の）前後で」という言葉について、その期間がどの程度であるのかは示されておらず、また「（支配が）一時的な（ものではない）」の意味も説明されていないため、すべての結合当事企業又は事業が取引の直前と直後のみに共通支配下であればよいのか、それともより長い期間が必要なのか、混乱が生じる可能性があるとの懸念が寄せられており、適用上の論点が識別されている。

審議事項(1)-2

IASB スタッフは、本プロジェクトにおいて、現行の IFRS 第 3 号 B1 項の記載を明確にすることができるかどうかを調査することとしている。

10. 以下では、まず、①及び③の共通支配下の企業結合 (BCUCC) に関する論点の内容をご説明した後に、2017 年 10 月の IASB ボード会議で議論された②の企業結合でないグループ再編に関する論点の内容についてご説明する。

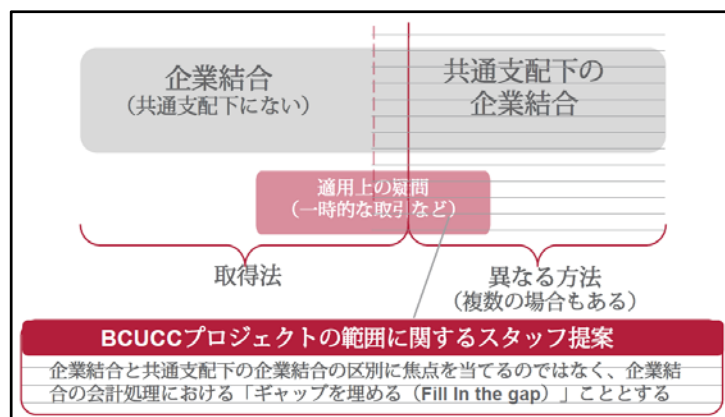
共通支配下の企業結合 (BCUCC) に関する論点

11. 2017 年 12 月の IASB ボード会議では、本資料の第 9 項に記載した事項のうち①及び③に関連して、「共通支配下の企業結合」について議論することが予定されている。
12. 企業結合取引が、IFRS 第 3 号により取得法が適用される (共通支配下でない) 企業結合であるのか、IFRS 第 3 号の適用除外となる共通支配下の企業結合であるのかの区別に関しては、新会社を設立して行う条件付きの IPO 取引や最終支配当事者による支配が一時的な取引など、様々な適用上の疑問が寄せられている。

IASB スタッフの提案

13. IASB スタッフは、BCUCC プロジェクトにおいて、企業結合と共通支配下の企業結合の区別に焦点を当てるのではなく、共通支配下の企業結合に該当するかどうか必ずしも明らかではない、一時的な取引等、適用上の疑問が生じている取引についても、企業結合取引の会計処理における「ギャップを埋める (Fill In the gap)」ために扱うこととする (図 1 のうち、横線部分が入った部分を BCUCC プロジェクトの範囲とする) ことを提案している。

図 1 IASB スタッフによる提案



審議事項(1)-2

14. IASB スタッフは、前項の提案に関し、一時的な取引に該当するかどうかについて疑問が生じている以下のような取引についても、BCUCC プロジェクトの範囲に含まれるとしている。
- (1) 実行前に外部買収が先行する取引
 - (2) 実行後に外部売却（条件付の IPO を含む。）が行われる取引
 - (3) 実行前に外部買収が行われ、かつ、実行後に外部売却される取引

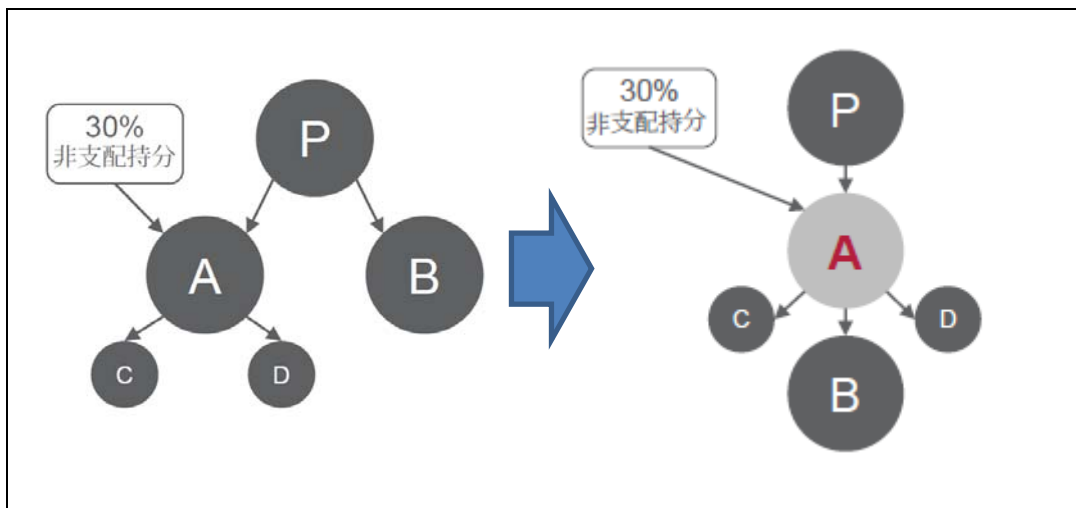
企業結合でないグループ再編に関する論点

15. 2017 年 10 月の IASB ボード会議では、本資料の第 9 項に記載した 2014 年 6 月の IASB ボード会議で暫定的に決定された事項のうち、②の「共通支配下の取引であるが、企業結合の定義を満たさないグループ再編」を対象として審議された。審議の結果、共通支配下の「取引」であって、報告企業が 1 つ又は複数の事業に対する支配を獲得する場合には、IFRS 第 3 号を適用した場合に報告企業が取得企業として識別されるか否かにかかわらず（すなわち、「取引」が企業結合の定義を満たさない場合であっても）、BCUCC プロジェクトの範囲に含まれることが暫定的に決定された。
16. なお、IASB スタッフは、「グループ再編 (group restructuring)」という用語は、現行の IFRS 基準で定義された用語ではないが、「再編 (restructuring)」という用語は、一般に、全体に含まれる構成要素を異なる方法で体系化すること (organising components of the whole in a different way) を意味していることから、グループに含まれる企業又は事業を異なる方法で体系化することであるとされた。
17. そのうえで、IASB スタッフは、「グループ再編」には、共通支配下における既存又は新規設立の企業間で支配を移転するものが含まれ、IFRS 第 3 号 B1 項で定義されている共通支配下の企業又は事業に関わる企業結合を満たす取引の場合も、定義を満たさない取引の場合も、ともに含まれる可能性があるとする分析を示している。
18. また、IASB スタッフは、2017 年 10 月の暫定的な決定は、報告企業が会計処理を行う必要のある「取引」に焦点を当てているが、その範囲は、本プロジェクトにおいて開発される会計処理の要求事項を、報告企業（事業に対する支配を獲得した企業）のどの財務諸表（すなわち、連結財務諸表か、個別財務諸表か）に対して適用するかを特定するものではないとしている。

審議事項(1)-2

19. なぜなら、本プロジェクトにおいて開発される会計処理の要件が影響を与える財務諸表は、「取引」の詳細によって異なるからであり、これは、IFRS 第3号で定められた範囲の定め方とも整合している（すなわち、IFRS 第3号においても、適用対象となる「取引」を特定しているが、適用対象となる財務諸表は特定していない。）とされている。
20. 例えば、図2のように企業Aが企業Bを企業Pから取得した場合について、次のように説明されている。
- (1) 企業Bが取引の後も別個の事業体（separate entity）であり続ける場合、BCUCCプロジェクトで開発される要求事項は企業Aの連結財務諸表のみに適用される。一方、企業Aの個別財務諸表では、IAS第27号「個別財務諸表」（以下「IAS第27号」という。）に従って、企業Bへの投資として会計処理される（IAS第27号には共通支配下の取引に関連する範囲の適用除外はない。）。
 - (2) 企業Bが別個の事業体でない（又は取引の後に別個の事業体ではなくなる）場合には、BCUCCプロジェクトで開発される要求事項は、企業Aにより作成されるすべての財務諸表（すなわち、連結財務諸表、個別財務諸表の両方）に適用される。

図2 報告企業のどの財務諸表に対して適用されるか



ASAFメンバーに対する質問事項

21. ASAFメンバーへの質問事項は、次のとおりである。

- ① 本プロジェクトの範囲に関するIASBスタッフの提案に同意するか。同意しな

審議事項(1)-2

い場合、その理由は何か。

- ② 他に IASB が検討すべき取引又は観点はるか。あるとすればどのようなもので、その理由は何か。

ASBJ 事務局による気付き事項

22. ASBJ は、BCUCC プロジェクトの範囲について、過去の ASAF 会議において次の趣旨の発言を行っている³。

2014 年 6 月

- 我々は、プロジェクトを進めるにあたって、企業結合においては、取得企業と被取得企業が存在し、取得企業と被取得企業の会計処理の整合性を保つためには、事業分離の会計基準に対処する必要があることから、事業分離に関する事項に対処することを提案する。

2015 年 3 月

- 検討にあたっては、誰の観点から取引を考えるべきかを明らかにしたうえで、連結財務諸表及び個別財務諸表の双方における BCUCC の取扱い全般について検討を行い、基礎となる考え方を明確化すべきではないか。
- さらに、これまでの議論を踏まえると、事業の取得者のみならず、事業の譲渡者の会計処理についても同時に検討することが望ましいと考えられる。

2016 年 4 月

- 共通支配下の企業結合については、最終支配当事者 (ultimate controlling party (親会社)) と結合当事企業 (actual two combining entities (共通支配下で実際に結合する子会社 2 社)) のうち、いずれを報告企業として (誰の視点で) 財務情報を作成するかにより、あるべき会計処理方法が異なると考える。
- 結合当事企業を報告企業とする場合には当該企業結合が通常の取得にあたることもあると考えられる。

23. 本資料の第 13 項における、共通支配下の企業結合 (BCUCC) に関する IASB スタッフの提案 (企業結合取引の会計処理における「ギャップを埋める (Fill In the gap)」ことを BCUCC プロジェクトの範囲とすること) について、提案の趣旨が、企業結合取引のうち通常の取得で会計処理すべき IFRS 第 3 号の企業結合の範囲に明示的に

³ 議論の概要は参考資料 2 (別添) 参照。

審議事項(1)-2

含められるもの以外の企業結合取引の会計処理（一時的な取引など）を検討することであるとすれば、提案の内容に同意できると考えられる。

24. 一方で、IASB スタッフは、本資料の第 18 項以降で、BCUCC プロジェクトの範囲は、本プロジェクトにおいて開発される会計処理の要求事項を、報告企業のどの財務諸表（すなわち、連結財務諸表か、個別財務諸表か）に対して適用するかを特定するものではないとしている。しかし、ASBJ はどの報告企業（すなわち、最終支配当事者か、結合当事企業か）が、誰の観点から、どの財務諸表を作成するかによって、あるべき会計処理方法が異なりうると考えている。また、仮に結合当事企業を報告企業とする場合には、当該企業結合が通常の取得にあたることもあると考えている。
25. したがって、本資料の第 22 項に示した 2015 年 3 月の発言どおり、連結財務諸表及び個別財務諸表の双方における BCUCC の取扱い全般について検討を行い、基礎となる考え方を明確化すべきであると考え。また、その際に被取得企業は別個の事業体であることを前提として検討すべきであると考え。
26. この際、ASBJ 事務局は、まずは IFRS 第 3 号 B1 項で定義される共通支配下の企業結合に関する取引に限定して会計処理を検討したのちに、必要に応じ、グループ再編も含むその他の共通支配下の取引について検討することがよいのではないかと考えている⁴。
27. また、ASBJ の過去の発言を踏まえ、事業分離の会計処理を検討することを提案することが考えられる。
28. これらを踏まえた、ASAF 会議における ASBJ 事務局の発言案は、次のとおりである。
 - ① どの報告企業が、誰の観点から、どの財務諸表を作成するかによって、あるべき会計処理方法が異なりうるため、プロジェクトの検討にあたっては、誰の観点から取引を考えるべきかを明らかにしたうえで、連結財務諸表及び個別財務諸表の双方における BCUCC の取扱い全般について検討を行い、基礎となる考え方を明確化すべきではないか。

⁴ 我が国の「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号）」には、次の記述がある（下線は事務局による追加）。

「118.（略）子会社の判定基準として支配力基準が導入されてから、我が国においては企業集団内における組織再編が活発に行われることになったが、このような組織再編に係る取引は、基本的に連結財務諸表には影響しない取引であるため、個別財務諸表への影響も経済的に独立した企業間の企業結合とは区別すべきであるという観点から、共通支配下の取引として個別財務諸表上の取扱いを示す必要があると考えた。なお、企業集団内における組織再編のうち企業結合に該当しない取引、例えば、株式移転による持株会社の設立や新設分割による子会社の設立については、共通支配下の取引に係る会計処理に準じて処理するのが適当である。」

審議事項(1)-2

- ② まずは、共通支配下の企業結合に限定して会計処理を検討したのちに、必要に応じ、グループ再編も含むその他の取引について検討することがよいのではないかと。
- ③ 企業結合においては、取得企業と被取得企業が存在し、取得企業と被取得企業の会計処理の整合性を保つためには、事業分離の会計基準に対処することが望ましいと考えられる。

ディスカッション・ポイント

BCUCCプロジェクトの範囲に関するIASBスタッフの提案及びASBJ事務局の発言案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上